

会計基準国際的統一に向けた台湾の対応と諸問題

Accounting Practice in Taiwan and Its Convergence with International Financial Reporting Standards

林 慶 雲
Qingyun LIN

本論文は、1980年代以降、台湾会計基準の国際化の動向を概観し、会計基準国際化に取り組む経済環境ならびに台湾の会計基準設定機関がとった対応策を検証するのを主な目的とする。この論文で特に強調したことは、まず、台湾会計基準の国際化は経済グローバル化が要請したという論点である。台湾企業における経済活動のグローバル化は海外資本市場にて資金調達の一必要性をもたらし、その結果、台湾企業に対する財務情報ディスクロージャーの要請が高まり、財務情報の品質を保障するため、会計基準を国際的に通用するものにしなければならないとの要請があったからである。また、台湾の会計基準国際化プロセスは、アメリカ会計基準の導入から始まり、1990年代に入ってからまた、方向転換して国際財務報告基準を積極的に取り入れるようになったというものであった。さらには、台湾の特殊な経済状況により、現段階においては国際会計基準ないし国際財務報告基準を全面的に導入することは困難であると考えられる。

キーワード：会計基準，国際会計基準，国際財務報告基準

Accounting Standards, International Accounting Standards (IAS),
International Financial Reporting Standards (IFRS)

〔1〕はじめに

台湾 (Republic of China, Taiwan)⁽¹⁾ は、太平洋の西沿岸に位置し、台湾島、澎湖、金門、馬祖のほか、21もある島で構成されている。人口は約2,263万人 (2004年5月現在)、面積は約3万6千平方キロメートルである。20世紀の70年代から80年代にかけて台湾経済は、平均成長率7.7%のハイスピードで高度成長を達成し、経済の優等生とまで言われていた。この時期に台湾政府が打ち出した重要な経済政策の1つは、「外資導入と輸出促進」、すなわち経済グローバル化を積極的に推進することにより、経済全体を活性化するというものであった。それが功を奏し、台湾経済は大きく成長したのである。

一方、経済成長に伴って、証券市場が徐々に整備され、上場企業の数も大幅に増加した⁽²⁾。このような状況のなか、上場企業の財務報告に対する信頼性が重大な関心事となり、会計基準の整備についての要請が強まっていた。その結果、1980年代、台湾ではじめての会計基準設定機構が創設され、会計基準を設定することになった。

さらには1995年1月に、台湾政府が、「アジア太平洋地域オペレーション・センター構想」を打ち出し、この地域の経済活動の拠点となるべく、製造、海運、航空、金融、通信、メディアの6部門の整備に乗り出した。特に金融の分野に関しては、オフショア金融市場 (offshore market)、デリバティブ市場、資本市場の整

備を主な内容としている。金融市場・資本市場のインフラ整備のため、会計基準の国際化が不可欠だと台湾当局は考えていた。また、会計基準国際化を実現するために、まず、現存の台湾会計基準を国際的に通用するものにすることが先決だと考えられていた。

本論文は、近年、とりわけ1990年代後半以降、台湾会計基準の国際化の動きを概観し、会計基準国際化に取り組む時代背景や会計基準設定機関がとった対応策を検証するとともに、会計基準国際化過程における課題などを検討することを目的とする。

〔2〕台湾の会計基準設定機関——会計研究発展基金会

台湾の会計基準は、財団法人「会計研究発展基金会」(Accounting Research and Development Foundation, ARDF, 以下ARDFと称する)によって設定されている。ARDFは、寄付基金よる財団法人であり、アメリカの財務会計基金会(Financial Accounting Foundation FAF)をモデルにしているとされる。ARDFの最高意思決定機関は理事会であり、その理事会の下に、財務会計基準委員会、監査基準委員会、会計システム委員会、会計教育委員会など4つの委員会を設置してある。実務上、会計基準設定作業を担当しているのが「財務会計基準委員会」(Financial Accounting Standards Committee, FASC, 以下FASCと称する)である。ここでは、ARDFおよびFASCが設立に至る経緯について簡潔に振り返ってみる。

台湾には、公認会計士全国連合会のほか、台湾省、台北市、高雄市にそれぞれ会計士協会がある。最初の会計基準(中国語では、「会計準則」という)が公表される1981年まで、台湾には会計基準設定機構が存在しなかった。1981年4月、台湾省、台北市、高雄市の3会計士協会は、アメリカ的会計基準を設定する目的で、共同組織「財務会計委員会」を結成した。そして、同年6月の第1回委員会において、以下の基準を作成すると決定した。

- 1) 一般公認会計原則
- 2) リース会計処理準則
- 3) 財務報告に列挙すべき事項
- 4) 法人税の割当て
- 5) 利息資本化
- 6) 財務状態変動表
- 7) 連結財務諸表

1982年12月、上記3協会共同組織である「財務会計

委員会」を公認会計士全国連合会の所管組織に変更し、これによって台湾の最初の会計基準設定機構が誕生したのであった。

そして1984年3月、公認会計士協会全国連合会が全体会議を開催し、「会計研究発展委員会」の創立を決議したのである。

ARDFの設立目的や目標、業務内容について、ARDFの規程にて以下のように示している⁽³⁾。

- 1) 目的：台湾における会計学の水準を高め、会計基準の継続的發展を促進し、商工業の会計システムの健全化に貢献する。
- 2) 目標：企業の財務諸表に対する社会の信頼性を向上させる。
- 3) 業務内容：
 - ① 財務会計基準の設定と改訂
 - ② 監査基準の設定と改訂
 - ③ 会計システムの設計と研究
 - ④ 前の3項目の業務に関する教育と訓練
 - ⑤ 会計、監査理論と実務テーマの研究と討論
 - ⑥ その他会計理論と実務問題の研究

ARDF理事会メンバーは全部で27名、そのうち公認会計士協会からは10名、現役の政府役人は8名、定年退職した政府役人は3名、産業界からは4名、そして学者2名で構成されている。ARDFの性格については、財団法人とはいうものの、理事会のメンバー構成や創立してから2003年まで、理事長職をずっと財政部次長(財務省次官に相当)が兼任していたことから、政府からの影響が強く、政府主導のものといえる。しかしここ数年、政府主導の特色が徐々に弱まっている傾向が見受けられる。これについては1つ象徴的な出来事があった。2003年10月のARDF総会で、台湾大学の会計学教授でもある杜榮瑞氏が、政府役人以外の者として初めて理事長に選ばれたことである。ちなみに杜榮瑞氏は、1993年からずっとFASCの委員長(主任委員)を兼任し、実質的に台湾会計基準設定の最高責任者でもある。

会計基準の作成作業を実際に担当しているのは、財務会計基準委員会(FASC)である。FASCのメンバーは、現在14名で、うち学界と公認会計士協会からはそれぞれ6名、政府関係者は2名というメンバー構成となっている。新たな会計基準を作成する際には、FASCのなかにある会計専門家チーム(accounting researchers)がFASC指示の下、草案作成に取り組む

という役割分担体制をとっている。

会計基準の作成プロセスは、多くの欧米諸国と同様、いわゆる Due Process をとっている。基本的には、FASC の委員長と専門家チームの責任者が、新たな会計基準を設定する必要があると決定した後、まず、専門家チームがアメリカの財務会計基準委員会 (FASB) や国際会計基準委員会 (IASB) に同様の会計基準があるかどうかを調査し、同様の基準があった場合には、それをモデルとして草案を作成する。そして作成できた草案を FASC に提出し、FASC にて検証を行う。その後、FASC の名義で公開草案として公認会計士協会の会員に公開して、コメントをもとめる。さらには、公聴会を開き、聴取したコメントや公聴会で得られた意見をもとに、草案修正を行い、その後正式な基準として公表する。

2005年1月現在、公表している会計基準、以下の通りである。

	基準名称	公表または改訂期日
第1号	財務会計概念フレームワークおよび財務諸表の作成	2003年改訂
第2号	リース会計	2000年改訂
第3号	利息コスト資本化	2001年改訂
第4号	削除	
第5号	長期持分投資会計処理	2003年改訂
第6号	関連取引の開示	1985年改訂
第7号	連結財務諸表	1985年改訂
第8号	会計数値変動および前期損益修正の会計処理	1986年公表
第9号	偶発事項および後発事項の会計処理	1986年公表
第10号	棚卸資産の評価および表示	1987年公表
第11号	長期工事契約の会計処理	1987年公表
第12号	法人税控除の会計処理	2001年改訂
第13号	財務困難による債務整理の会計処理	1988年公表
第14号	外貨換算の会計処理	1988年公表
第15号	会計方針の開示	1989年公表
第16号	財務予測作成要点	1989年公表
第17号	キャッシュ・フロー計算書	1999年公表
第18号	退職給付会計処理	2001年改訂
第19号	創業期間会計処理	2002年改訂
第20号	セグメント財務情報の開示	1992年公表
第21号	転換社債の会計処理	1993年公表

第22号	法人税の会計処理	1999年改訂
第23号	中間財務報告の作成および開示	1999年改訂
第24号	一株あたり利益	2001年改訂
第25号	企業結合	1996年公表
第26号	ワラント社債の会計処理	1996年公表
第27号	金融商品の開示	1996年公表
第28号	銀行財務諸表の開示	1999年公表
第29号	政府補助金の会計処理	2000年公表
第30号	自社株の会計処理	2001年改訂
第31号	ジョイント・ベンチャーの会計処理	2000年公表
第32号	収益の認識	2002年公表
第33号	金融資産の移転および負債の消滅の会計処理	2003年公表
第34号	金融商品の会計処理	2003年公表
第35号	資産減損の会計処理	2004年公表

上の一覧表が示したように、超インフレ経済下の会計、農業会計など、現段階の台湾において緊急性が無いと思われるものを除き、ほぼすべての IAS に対応して台湾の会計基準が設定されている。また、近年に設定された、基準第34号「金融商品の会計処理」、第35号「資産減損の会計処理」などがある。それは、金融商品に対する公正価値評価が世界的な流れとなりつつある現状を受けて ARDF がとった対応といえよう。

〔3〕台湾会計基準国際化の歩み

台湾経済は輸出により成り立ち、多くの企業が国際取引を行っている。したがって、国際的に認知され受け入れられる会計基準を使用することにより、台湾企業が大きな便益を受けることになる。特に、経営資金をグローバルに調達しようとする企業は、国際的に理解可能な会計基準に基づき財務報告をすれば、資金調達が容易にでき、調達コストも軽減できるであろう(大島 1998)。

1990年代の前半まで、台湾の会計基準は、概ねアメリカの会計基準を範としていた。台湾経済のアメリカへの高い依存度からすると、当然の選択といえよう。しかし、1990年代に入り、国際会計基準との調和化が世界的動向となりつつあるとの実態をうけ、ARDF は、国際会計基準との調和化問題を重要な課題と認識するようになった。そして1996年7月、ARDF は基金会全体会議において、それ以降設定する会計基準について IAS に準拠すると表明した。

ARDF は、台湾会計基準を IAS と調和化し国際的に

認知されるようなものにすることを目標としている。この目標の実現に向かって ARDF は、IAS との調和化程度を着実に上げている。ここで、台湾会計基準の国際的調和化についてのいくつかの調査結果を紹介し、台湾会計基準の国際化の歩みを検証することとする。

現在まで、台湾会計基準の国際的調和化に関する調査は、重要なものとして以下の3つがある。

- 1) IASC による「国際会計基準の利用と適用可能性の調査 (1988年)」(the survey of the use and application of International Accounting Standards, 1988)
- 2) 1995年, Graham & Wang による調査
- 3) 2001年, 大手会計監査法人による調査

1 1988年の IASC の調査

この調査は、当時公表された IAS のすべての基準に対して、4つのパネルに分類し、台湾の会計基準が IAS とどこまで一致しているかを検証したものである⁽⁴⁾。

4つのパネルとは、つぎのものである。

パネル A : IAS に対応する台湾の会計基準が存在しない

パネル B : IAS と台湾会計基準との間に重大な相違が存在しない

パネル C : IAS と台湾会計基準との間に開示要求に相違が存在する

パネル D : IAS と台湾会計基準との間に評価方法に相違が存在する

この調査で、次のような結果を示している。

パネル A

- IAS 4 減価償却の会計
- IAS 15 物価変動の影響を反映する情報
- IAS 20 国庫補助金の会計および政府援助の開示
- IAS 29 超インフレ経済下の財務報告
- IAS 30 銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示
- IAS 31 ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告

パネル B

- IAS 8 異常損益項目, 前期修正項目および会計方針の変更
- IAS 16 有形固定資産の会計

パネル C

- IAS 1 会計方針の開示

- IAS 5 財務諸表に開示すべき情報
- IAS 9 研究開発費
- IAS 10 偶発事象および後発事象
- IAS 12 法人税会計
- IAS 13 流動資産および流動負債の表示
- IAS 14 セグメント財務情報の報告
- IAS 18 収益の認識
- IAS 19 退職給付のコスト
- IAS 24 特別利害関係の開示
- IAS 25 投資の会計
- IAS 26 退職給付制度の会計と報告
- IAS 27 連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理
- IAS 28 関連会社に対する投資の会計処理
- IAS 32 金融商品：開示および表示

パネル D

- IAS 2 取得原価主義会計における棚卸資産の評価
- IAS 7 財政状態変動表
- IAS 11 工事契約の会計
- IAS 17 リースの会計処理
- IAS 18 収益の認識
- IAS 21 外国為替レート変動の影響
- IAS 22 企業結合会計
- IAS 23 借入費用の資本化

以上で示したように、1988年当時、IAS と完全に一致している (パネル B) ものは、IAS 8と16の2つの基準だけで、多くの IAS については、当時の台湾ではまだ設定されていないか、基準が設定されているものの、その内容は IAS と異なっているという状況であった。特に IAS と著しく相違しているのが、以下のようなものであった。

1) 特別利害関係の開示

IAS 24号では、支配が存在している時だけ、特別利害関係の開示を要求しているが、台湾は、会社所有の特殊性のために、特別利害関係のある会社の経営者の家族全員についての情報を、広く開示することを求めている。

2) セグメント情報開示

台湾の会計基準第20号「セグメント財務情報の開示」は、セグメント情報を開示するか否かを決定する際に、財務傾向の評価と重要な顧客の貢献の開示を要求しているが、IAS はその様な特別な評価を含んでいない。

3) 棚卸資産の評価

台湾会計基準第10号「棚卸資産の評価と開示」では、棚卸資産の評価に対する低価法の適用に際し、正味実現可能価額 (net realizable value) あるいは再調達コスト (replacement cost) を許容している。また、正味実現可能価額の適用が制限されていないので、正味実現可能価額が原価を超過している時、正味実現可能価額が選択される場合がある。

2 1995年, Graham & Wang の調査

当該調査は、台湾会計基準がどの程度 IAS と一致しているかを調べたものであった。そして一致している程度、つまり調和化程度について、以下のように6つのレベルを設定して検討している。

- レベル1 IAS が台湾国内必要条件 (requirement) として採用されている。
- レベル2 IAS が台湾国内必要条件の基礎として使用されている。
- レベル3 台湾国内の必要条件が IAS とは別々に発展したが、実質的観点ですべて IAS と一致している。
- レベル4 台湾国内必要条件が存在しないが、実務は一般的に IAS と一致している。
- レベル5 台湾国内の必要条件が IAS とは別々に発展したが、実務も IAS とは一致していない。
- レベル6 国内要件が存在しなし、実務も一般的に IAS とは一致していない。

台湾会計基準と IAS との一致状況

IAS	基準名称	レベル					
		1	2	3	4	5	6
1	会計方針の開示		○				
2	棚卸資産の評価			○			
4	減価償却会計				○		
5	財務諸表に開示すべき情報			○			
7	キャッシュ・フロー計算書			○			
8	異常損益項目, 前期修正項目, および会計方針の変更		○				
9	研究開発費				○		
10	偶発事象および後発事象			○			

11	工事契約の会計			○			
12	法人所得税				○		
13	流動資産および流動負債の表示				○		
14	セグメント別財務情報の報告				○		
15	物価変動の影響を反映する情報				○		
16	有形固定資産の会計				○		
17	リースの会計処理		○				
18	収益の認識				○		
19	事業主の財務諸表における退職給付の会計	○					
20	国庫補助金の会計および政府援助の開示				○		
21	外国為替レート変動の影響の会計処理	○					
22	企業結合の会計処理						○
23	借入費用		○				
24	特別利害関係の開示		○				
25	投資の会計処理		○				
26	退職給付制度の会計と報告	○					
27	連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理		○				
28	関連会社に対する投資の会計処理		○				
29	超インフレ経済下の財務報告						○
30	銀行および類似金融機関の財務諸表における開示						○
31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告						○
32	金融商品：開示および表示	○					

調査結果が示したように、1995年の時点で、IAS をそのまま台湾に導入し、すなわちレベル1に達した基準は1つもなかった。それは、ARDF が IAS との調和化を意識するが、無条件に台湾に導入するとせず、台湾の実情に基づき他の法律規定との整合性を最優先にした結果だと言える。しかしながら、多くの台湾会計基準が IAS との調和化の程度がレベル2から4に達しているのも事実であった。このインタバーにある会計基準は、IAS が台湾会計基準の基礎となっているか、実質的に IAS と一致しているまたは実務上一致していることを意味する。また、この調査でもう1つ明ら

かになったことは、1988年のIAS調査の後に設定された基準は、それ以前に設定した基準より、IASと調和化の程度が高くなったとのことであった。

企業結合に関する会計処理については、調和化レベルが6で、IASと台湾の会計基準との相違は大きいと思われる。1995年当時、IASは持分プーリング法を容認しているのに対して、台湾基準は持分プーリング法の使用に厳しく制限しているからであった。企業結合会計処理基準について、IAS 22号が1998年に改訂され、さらには、2003年に大幅に改訂され、現在IFRS第3号として公表されている。IFRS第3号「企業結合」では、持分プーリング法が禁止されているので、実質的に台湾基準と一致している。

また、IAS 29号「超インフレ経済下の財務報告」やIAS 30号「銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示」、IAS 31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告」については、1998年時点で、台湾会計基準が設定されていない。そのため、調和化レベル6となっている。

3 2001年、大手会計監査法人による調査

2001年、Deloitte Touche Tohmatsu, Ernst & Young, KPMG, Pricewaterhouse Cooper など7社の大手会計監査法人が、各国の会計基準とIASとの調和化状況についての調査（GAAP2001— A survey of National Accounting Rules Benchmarked against International Accounting Standards）を行った。この調査では、台湾の会計基準について以下のような記述があった。

- 1) 台湾には、以下の各項目の認識および測定について相応の会計規定がないので、IASと異なっている
 - ① 減損会計
 - ② トレーディング リース料の認識
 - ③ デリバティブ会計
 - ④ 社債の割引計算
 - ⑤ 繰り延べ税金資産および繰り延べ税金負債に対する割引計算の禁止
 - ⑥ セグメント負債についての開示
 - ⑦ 持分プーリング法使用の禁止
- 2) 以下の各項目について、台湾の会計基準が開示を求めている
 - ① 投資資産の公正価値
 - ② LIFOを適用した際、FIFOまたはカレントコストとの差額の開示
 - ③ 中止事業の開示

- 3) 以下の各項目について、IASと台湾基準が相違している
 - ① SPEを連結しない
 - ② 企業結合の際に発生する潜在的負債の算入基準はIASほど厳格でない
 - ③ 売買目的金融商品、販売可能な金融商品、デリバティブ金融商品に関する区分はしていない。また、これらに対する公正価値評価を要求していない
 - ④ 投資資産の再評価損益を当期損益に計上しない
 - ⑤ 従業員ボーナスの一部を利益処分処理としている

- 4) 一部の企業においては、台湾基準とIASが異なる可能性がある
 - ① 実質的に支配している子会社を、持分比率が過半数に達していないことから、連結に含めないことがある
 - ② 事業内容が親会社と異なるから、連結除外
 - ③ 負ののれん

2001年の調査が示したように、1995年以降、台湾の会計基準とIASとの調和化が進み、多くの点で台湾の会計基準とIASは一致している。しかし、両者の間の相違点も数多く見られる。これらの相違点は、主に次の各項目に集中している。

- 1) 金融商品の会計処理
- 2) 連結財務諸表
- 3) 従業員への報酬の一部に関する会計処理

〔4〕今後の課題

会計基準の国際化問題に関してARDFが設定した目標は、近い将来に台湾の会計基準とIASとを完全に一致させることである。この目標を達成するには、現在IASとの間になお多くの相違点が存在している基準、すなわち

- ① 金融商品会計に関する会計基準
- ② 連結財務諸表に関する基準
- ③ 従業員報酬会計処理に関する基準

について、新たに設定または改訂することが重要な課題となっている。ここでは、この3つの事項について、近年における動向やIASとの統一化における課題などを検討したい。

1 金融商品会計に関する会計基準

ARDFは2003年12月、財務会計準則第34号、「金融商品会計に関する会計基準」を公表し、2006年1月1日から始まる会計年度から適用することを決定した。

台湾会計基準第34号は、アメリカの会計基準 SFAS 133号および IAS 39号を範としているものとされて、その要点は、

- ① 金融商品に対して公正価値で評価する
- ② 評価損益は「損益計算書」に反映させる。

のである。また、金融商品の分類については、

- ① 満期まで保有目的金融商品
- ② トレーディング目的金融商品
- ③ 販売可能な金融商品

に区分している。

これらの金融商品についての評価方法は、以下の通りである。

金融商品の区分	評価方法	評価差額の処理
満期保有	公正価値	当期損益
トレーディング	公正価値	当期損益
販売可能	公正価値	資本剰余金

会計基準第34号の公表で、台湾会計基準の国際的調和化のレベルが大幅に向上したと言える。同時に、この基準が適用されることによって台湾経済、ひいては台湾の資本市場に与える影響が非常に大きいものと考えられる。

一般的に、公正価値評価によって提供される財務情報は、従来の取得原価法または低価法と較べると、情報の質が高いと思われ、結果的に証券市場の活性化につながる効果があると考えられる。

一方金融資産に対する公正価値評価の適用にもなって、他の会計基準に対する改訂が必要になっている。現に会計基準第1号「財務会計概念フレームワークおよび財務諸表の作成」が改訂され、また第5号「長期持分投資会計処理」も2003年12月に改訂されている。

公正価値評価の適用によって財務情報の質が上がるというのはものの、なにが「公正価値」か、つまり測定方法が重要なポイントとなってくる。公開市場が存在する場合には、市場価格を公正価値とするが、しかしながら多くの場合には、信頼できる市場価格が存在しないのは現実である。市場価格以外のものを公正価値とする場合、評価方法の選定に高度な専門知識が要求される。こういう意味で、専門家の育成など、会計環境の改善にいつそうの強化策が求められる。

2 連結財務諸表

台湾の会計基準第7号「連結財務諸表」が1995年にARDFによって公表され、上場企業に対して連結財務諸表の提出が義務付けられている。しかし、現在の財務報告制度では、個別財務諸表は主、連結財務諸表は補助的のものとなっている。現に、多くの台湾企業は、経営のグローバル化・多角化が進展した結果、国内や海外に多くの子会社をもつ企業グループを形成している。こうした企業に対して連結財務諸表を作成し、よりの確に財政状態や経営業績を反映させる必要がある。近年、研究者やCPA組織から、連結財務諸表を主要財務諸表としなければならないの論調が多くあり、近い将来に連結財務諸表が主要財務諸表となるであろう。

3 従業員ボーナスの会計処理

台湾会計基準とIASとの間に、重要な相違点の一つは、従業員ボーナスの会計処理に関することである。IASでは、ボーナスを含め、従業員へ支払った報酬は一般的に費用に算入する。それに対して台湾においては、従業員ボーナスを利益処分として処理している。これにより台湾の会計基準に基づいて計算した利益額は、IASを基準とするものより大きくオーバーしているケースが多くある。例えば、Taiwan Semiconductor Manufacturing Company (TSMC)の2001年の純利益額は、台湾基準で計算した場合には145億台湾ドルであったが、IASで計算すると220億ニュー台湾ドル (NT Dollars) の純損失であった。

従業員ボーナスを利益処分とする会計処理法は、会社法の規程に基づいている。また、台湾の証券管理委員会は、「証券発行者財務報告作成準則」第3条は、証券発行企業に対して財務報告する際に、相応の法律規程への準拠を求めている。また、相応の法律規程がない場合には、ARDFが公表した会計基準に準拠しなければならないと規定している。法律規定が会計基準の上位にあることを考えれば、会社法が改訂されない限り、従業員ボーナス会計処理法による相違は解消されないであろう。

主要参考文献

- ・ Saudagaran, S. M. Asian Accounting Handbook, A User's Guide to the Accounting Environment in 16 Countries. Thomson 2004.
- ・ 大島正克 「台湾の会計制度の国際化と調和化一國

際会計基準 (IAS) との比較を中心として」, 『アジア研究所紀要』(亜細亜大学) 第24号 (1998年8月).
・鐘恵珍「2004年会計, 審計展望」『会計』(台湾会計研究発展基金会) 第218期, 2004年1月.

注

- (1) 国際的には「台湾」, 「中華民国」, Chinese Taipei などの名称が使われているが, 本論文では, 便宜上「台湾」という名称を用いる. また, 本論文は, 台湾に独自の会計制度が存在していることを前提に, その制度と IAS との統一化問題に焦点を当てて検討するものであって, 政治的な issues をここで議論しない.
- (2) 台湾証券取引所に上場している企業の数, 1985 年末の127社から, 1995年末の347社, 2005年1月末現在760社 (台湾証券取引所の本ページによる)
- (3) ARDF ホームページ www.ardf.org.tw を参照
- (4) ここでは, 1988当時の IAS の名称を使っている.